

社会福祉法人あま市社会福祉協議会
ボランティア団体福祉啓発活動助成事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、共同募金を有効に活用することで募金の透明化及び募金への理解を深めることを目的に、地域福祉課題に取り組む活動団体への助成事業について必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は本会とする。

3. 助成対象団体

助成金対象団体は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) あま市内を活動拠点とする非営利の団体及び任意の団体（ボランティアグループ、NPO 法人、福祉団体等）
- (2) ボランティアセンターに登録すること
- (3) 団体の会則等を定めてあること
- (4) 2年以上継続的な活動をしている団体
- (5) 国、県、市及び社協等から、当該年度に同一申請内容に対する助成を受けてない団体
- (6) 宗教・政治に関するものでない団体
- (7) 反社会的勢力とは一切関わりがない団体
- (8) 本事業の助成決定が5回未満の団体
- (9) その他、特に本会会長（以下「会長」という。）が認めた団体

4. 助成対象事業及び経費

地域福祉推進の観点から地域住民を対象とし、福祉課題等に資する事業で、当該年度の4月1日から翌年の1月10日までにあま市内で実施するものとする。なお、次の各号は交付対象としない。

- (1) 障害者総合支援法、介護保険法等公的な施策による事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 日常的な運営経費（家賃、光熱水費、電話代、消耗品費、保険料等）
- (4) 人件費
- (5) その他、事業及び経費として不相当と会長が認めたもの

5. 助成額

本事業による助成額は、予算の範囲内とし、1団体につき最高100,000円を限度額とする。

6. 審査

審査は、次の第一次審査から第二次審査までとし、審査基準については、会長が別に定める。

- (1) 第一次審査 書類選考
- (2) 第二次審査 一般公開プレゼンテーション及び助成額の査定

7. 審査員

審査員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 審査員長は、会長とする。
- (2) 第一次審査は審査員長並びに本会事務局で行う。
- (3) 第二次審査以降の審査員は本会ボランティアセンター運営委員とする。

8. 申請手続き

助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業申請書（様式1）を会長に提出する。

9. 審査基準

審査基準として、次の各号のとおり定める。また、審査員は、次の各号の項目について5段階で評価し、本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業審査用紙（様式2）に審査結果を記入し、会長に提出する。

- (1) 必要性 あま市における福祉課題を根拠とするもの
- (2) 先駆性 既存の取り組みがない福祉課題の解決を目指すもの
- (3) 広範性 助成金の対象となる事業の参加者が特定の者でなく広く参加を促すもの
- (4) 継続性 事業実施の効果が継続的に期待できるもの
- (5) 効率性 事業の経費が効率的に使われるもの
- (6) その他 前各号のほか重要と思われるもの

※各審査員の評価点の平均点により、以下の採点を基準に助成額を決定する。

※予算の範囲内で、平均点の上位団体より順に助成額を決定する。

※小数点以下は繰り上げとする。

平均（点）	助成金の割合
25～18	10割
17～13	8割
12	5割

10. 審査結果通知並びに助成決定通知

会長は、次の各号のとおり審査結果等を団体に通知するものとする。

- (1) 会長は、第一次審査の結果を申請団体に通知する。
- (2) 第二次審査の結果は、審査会場にて公表するとともに、申請団体に対し本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業の交付決定通知（様式3）により通知するものとする。

11. 助成金の請求

申請団体が、助成金の交付決定を受けたときは、本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業交付請求書（様式4）を会長に提出する。

12. 事業の名称、交付の条件

本助成金を受けて取り組む事業の名称は「赤い羽根共同募金助成事業〇〇〇（事業名）」とし、パンフレットや当日資料、作成物等に「共同募金を財源とした助成事業」であることの明記・掲示をする。

13. 計画の変更

交付決定を受けた事業内容の変更は原則認めないものとする。ただし、本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業に関する計画変更届（様式5）を提出し、会長が認めた場合にはこの限りではない。

14. 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後1ヵ月以内に本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業報告書（様式6）を会長へ提出しなければならない。また、支出のわかる領収書の写し、写真や印刷物等事業内容等がわかるものを添付する。

15. 助成金の返還

会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部を本会ボランティア団体福祉啓発活動助成事業返還通知書（様式7）により、助成事業者に通知し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- （1） 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- （2） 事業が適正に実施されなかったとき
- （3） 団体の運営並びに助成事業の休止、廃止をしたとき
- （4） 本実施要綱の規定に違反したとき

16. その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。